

令和7年度 第3回丸亀市国民健康保険運営協議会 会議録

1 日 時 令和8年1月29日(木) 午後3時58分開会～午後4時38分閉会

2 場 所 ひまわりセンター 4階 研修会議室1・2

出席委員 13名

竹一 律子	林 一幸	坂東 洋子	中川 由紀子
横山 孝雄	篠原 友美	岸本 裕司	宮井 陽一郎
田宮 浩一	奥澤 日登美	土屋 美紀	山岡 陽一
神田 昌史			

欠席委員 4名

宮武 亮	林 啓介	和田 節代	吉本 博之
------	------	-------	-------

説明のため出席した者

税務課	課長	黒田 千絵
	担当長	横井 俊介
健康課	課長	堀瀬 晴彦

傍聴人 なし

事務局職員出席者

健康福祉部	部長	谷本 智子
保険課	課長	新開 美沙子
	副課長	宮本 千加子
	担当長	魚本 和代

議事

3 次第

〔1〕開会

<司会>

定刻の少し前ですが、皆さんお揃いですので、只今より令和7年度第3回丸亀市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

本日はお忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。本日、進行役を務めます保険課の宮本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

〔2〕副会長あいさつ

本日は和田会長が欠席されておりますので、田宮副会長より皆様にご挨拶をいただきます。

<副会長>

本日は大変お忙しい中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

本来であれば和田会長よりご挨拶を申し上げるところでございますが、本日は会長が欠席のため、私、副会長が一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、日頃より国民健康保険事業に深いご理解とご協力をいただいておりますことに厚くお礼申し上げます。

昨年は、大阪・関西万博が開催され、日本全体が未来社会の在り方について考える大きな節目の年となりました。また、本年は冬季オリンピック・パラリンピックが開催されます。世界の舞台で選手の皆様が自分らしいパフォーマンスを発揮し、最高の舞台で輝けることを多くの方が期待していることと思います。こうした国内外の動きは、社会保障や地域医療の重要性を改めて認識する契機ともなっております。

さて、本協議会におきましては、1回の会議において「丸亀市国民健康保険税の見直し」ということで、子ども・子育て支援金の賦課方法や税率について市長からの諮問を受けました。本日の会議ではこれまでの議論を踏まえ、答申を取りまとめていただくこととなっております。

また、国民健康保険特別会計及び診療所特別会計の「令和7年度補正予算」や「令和8年度当初予算」、「国民健康保険税の改定」についてご報告がございます。

委員の皆様におかれましては、本市の国保事業の円滑な運営のため、忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げまして挨拶とさせていただきます。

<司会>

ありがとうございました。

それではまず、資料の確認をさせていただきたいと存じます。事前にお送りしておりました資料をご用意ください。

- ① 本日の「次第」
- ② 答申書（案）
- ③ 諮問資料
- ④ 資料1 令和7年度丸亀市国民健康保険特別会計補正予算の見直し
- ⑤ 資料2 令和8年度丸亀市国民健康保険特別会計予算の見直し
- ⑥ 資料3 令和7年度丸亀市国民健康保険診療所特別会計補正予算の見直し
- ⑦ 資料4 令和8年度丸亀市国民健康保険診療所特別会計予算の見直し
- ⑧ 資料5 国民健康保険税の改定について
- ⑨ 資料6 今後の制度改正について(予定)
- ⑩ 資料6の参考資料 高額療養費制度の見直しについて

以上でございますが、不足の資料がございましたらお持ちいたしますがよろしいでしょうか。ありがとうございます。

さて、ここで報告でございます。

本日の協議会は、委員定数17名のうち13名のご出席をいただいております。丸亀市国民健康保険運営協議会規則第4条第3項の規定に基づく委員定数の半数を超えており、かつ丸亀市国民健康保険条例第2条各号に掲げる委員の区分ごとに1名以上の定足数を満たしておりますことから、本会議が有効に成立していることをご報告申し上げます。

それでは、これより議事に移りますが、国保運営協議会規則第4条第1項の規定により、「会長が協議会の議長となる」とされておりますが、本日は和田会長が欠席されておりますので、これからの議事進行につきましては、田宮副会長にお願いいたします。

〔3〕 会議録署名委員の指名

<副会長>

それでは規則に基づきまして議長をさせていただきます。

まず、次第3の(1)「会議録署名委員の指名」でございますが、協議会規則第7条の規定より議長が指名することとなっております。

本日は坂東委員と土屋委員のご両名にお願いしたいと思っております。よろしくお願いたします。

〔4〕 議事

次に、次第3の(2)諮問「丸亀市国民健康保険税の見直し」について事務局より願いたします。

<事務局>

保険課の新開です。よろしくお願いたします。それでは「諮問 資料」と「答申書(案)」をご用意ください。

12月18日の運営協議会で、子ども・子育て支援金の賦課方式を3方式とすること、税率

等は県が示す標準保険料率を基本とすることに、ご了解をいただきました。

また、1月13日に県から本算定通知があり、令和8年度の「子ども・子育て支援納付金額」と標準保険料率については資料のとおりでございました。さらに、前回の運営協議会時点で賦課限度額は不明でしたが、年末にありました厚労省通知によりますと、3万円となる見込みです。

本日は委員の皆様のご意見をいただき、答申書の内容を決定したいと思います。答申書の（案）は事前資料としてお送りしましたが、最初に答申の内容として3方式とすること、標準保険料率を基本とすることとしています。

次に答申理由として、子ども・子育て支援金制度の主旨や内容を確認し、賦課方式や税率等について検討したこと、その結果、答申の内容が適当であると判断したことを記載しています。

最後に付帯意見として、本制度について被保険者に十分な周知を行い、広く理解が得られるよう努めることと記載しています。

この（案）は、これまでの議論を基に事務局でまとめさせていただいたものです。本日もご意見をいただき内容を確定した上で、2月9日に本協議会を代表して、和田会長が市長に答申書を提出する予定です。どうぞよろしくお願いいたします。

<副会長>

ありがとうございました。

事務局より説明がありました。答申書（案）が示されましたが、ご意見等がありましたらお願いします。

ご意見はございませんか。

ご意見も無いようですので、答申書はこれで決定といたします。

続きまして、次第3の（3）報告事項でございます。

報告第1号「令和7年度丸亀市国民健康保険特別会計補正予算」から第4号「令和8年度丸亀市国民健康保険診療所特別会計予算」までについては関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

<事務局>

それではお手元の資料1をお願いします。A3資料の左半分になります。右半分は資料2、令和8年度当初予算資料で、後程説明させていただきます。

なお、会議の時間等を考慮いたしまして、主な「変更点」や「要点」などを中心に説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

報告第1号「令和7年度丸亀市国民健康保険特別会計補正予算の見通し」をご覧ください。左側の表が「歳入」、右が「歳出」の表でございしますが、両方とも太線の黒枠で囲んでおります3月補正（案）の縦の列、一番下の合計欄をご覧ください。

年度末までの決算を見込みまして精査した結果、7年度当初の予算に歳入・歳出とも、5億8,878万6千円をそれぞれ増額補正いたします。その結果7年度の歳入歳出予算は、合計で127億6,964万6千円となります。

主なものを説明いたしますと、まず右側【歳出】の表をご覧ください。科目の1款「総務費」は、1,070万円の減額で、人件費420万円の減や通信運搬費400万の減が主な理由でございます。3款「国保事業費納付金」、これは、市や町の国保加入者の医療費や所得水準などに応じて香川県に納付するものでございますが、医療給付費分、後期高齢者支援分、介護納付金分、合計で6億82万4千円を増額いたします。また、7款「諸支出金」のうち下側の繰出金、これは国保会計から診療所特別会計へ繰り出すもので、150万円を減額しております。診療所医師にかかる手当が減額となったことによるものです。

左側【歳入】をご覧ください。1款の保険税ですが、社会保険の適用拡大による被保険者数の減少もあり3,172万円を減額するほか、歳出の科目に対応してそれぞれに充当する歳入科目について減額または増額の措置をし、最終的に3月議会で5億8,878万6千円の補正を提案する予定でございます。

続きまして報告第2号「令和8年度 予算の見通し」について、でございます。資料の右半分、資料2をご覧ください。令和8年度当初の歳入歳出予算の合計額は、119億800万円で、令和7年度と比較して2億7,200万円、2.2%の減少となります。

主なものといしましては、はじめに右側の【歳出】をご覧ください。2款「保険給付費」は、被保険者数の減少により一般給付費を4億円減額するなど、給付費全体で4億1,301万4千円を減額しております。次に3款の「国民健康保険事業費納付金」は、先ほどご説明したとおり、丸亀市の国保加入者の人数や医療費などに応じて算定される納付金になりますが、診療報酬改訂の影響などにより令和7年度当初予算と比較しますと、医療給付費分が9,747万6千円と大きく増加しています。後期高齢者支援金分は、1,236万2千円の減、介護納付金分は、400万4千円の増、令和8年度から追加される子ども・子育て支援納付金分を合わせると納付金全体としては、1億4,500万円あまりの増額となっております。国保の被保険者数は減少しておりますものの、一人当たりの医療費は依然増加傾向にあり、それに伴い事業費納付金は、今後も増えていくと推測されます。国や県の動向を十分注視して対応してまいりたいと考えております。

次に、左側【歳入】ですが、科目の1款「保険税」は、19億5,850万円で、4,920万円の増額を見込んでいます。被保険者の減少による税収の減少、子ども・子育て支援金が令和8年度から開始されることによる増額などを勘案した結果、令和7年度当初予算と比較し、4,920万円増額の見込みとなったものです。6款「県支出金」のうち、保険給付費等交付金、その下側、普通交付金85億1,211万4千円は、医療給付に充てるためのもので県からの交付金です。またその下、「特別交付金」1億4,663万2千円は、市の様々な取り組みや、特定健診の受診率など一定の基準に基づいて交付されるものとなります。次に、8款「繰入

金」のうち、一番下「財政調整基金繰入金」は、1億5,481万1千円を計上しております。歳出に対して歳入が不足する見込みいわゆる単年度では赤字になる見込みのため、財政調整基金基金5億5千万のうち、1億5,481万1千円を取り崩し、繰り入れる形での予算編成となります。単年度赤字を見込んでいる主な理由は、県に納める「事業費納付金」の上昇でございます。令和2年度以降コロナ禍の影響により、受診行動が抑制されたことなどにより事業費納付金は減少し、結果として国保財政は安定的な運営が可能となっております。しかしながらここ数年間の物価高騰や、人件費上昇に対応した診療報酬の伸び、国の交付金の見直し等の影響により、事業費納付金は今後さらに上昇していくと考えております。幸い、本市国保は、前年度繰越金と財政調整基金があわせて11億円あまりございますので、そちらを活用しながら国の動きを注視しつつ、国保財政の安定的な運営を図ってまいります。

以上が簡単ではございますが、令和8年度当初予算の主なもの、変更点の説明となります。

事務局の宮本です。報告第3号及び第4号についてご説明いたします。資料はA3横版の資料3と資料4が一緒になっているものです。報告第3号・第4号は、診療所にかかるものでございます。本市における国保直営診療所は、広島診療所と本島診療所の2か所がありますが、資料につきましては2つの診療所を合計した内容となっております。

まず左半分の資料3「令和7年度丸亀市国民健康保険診療所特別会計補正予算の見通し」をご覧ください。

先に右側「歳出」の太線で囲まれた「3月補正」の欄をご覧ください。総務費 施設管理費 一般管理費において、3番職員手当等がマイナス150万円の減額となっており、同様に左側「歳入」の繰入金がマイナス150万円の減額となっております。歳出が減額となったことにより、診療所特別会計への繰入金も減額とするためでございます。その結果、歳入・歳出ともに予算総額は、1億3,500万円となります。

続いて、右半分の資料4「令和8年度丸亀市国民健康保険診療所特別会計予算の見通し」をご覧ください。予算総額は1億4,480万円で、前年度当初予算に比べ830万円の増額で、対前年度比106.1%の予算となっております。

まず右側の「歳出」予算から説明いたします。右から三番目、太線で囲まれた「R8年度当初予算(案)」の欄をご覧ください。「総務費」は前年度に比べて462万4千円減の8,731万7千円であります。「総務費」のうち、「一般管理費」の主な内容としましては、医師2名と会計年度任用の看護師4名、同じく会計年度任用の事務員4名の人件費であります。1の報酬から8の旅費までが、人件費として計7,322万1千円で給与改定等により318万7千円の増額となっております。そのほか診療所の維持管理経費等として、計1,409万6千円、代理診療の委託料を増額したため190万4千円の増額となりました。

次に、総務費のうち「本島診療所整備事業費」でございますが、令和7年度は本島診療所医師住宅の修繕がありましたが、令和8年度は修繕がありませんので、980万円の減額と

なっております。

「医業費」は、前年度に比べて1,244万4千円増の4,123万3千円であります。令和8年度は医療機器の更新があるため、備品購入費がプラス1,177万円の増となっていることが主な要因でございます。「公債費」は、各診療所の医療機器や本島診療所整備事業に係ります長期償還元金・利子となっております。「予備費」は、各診療所50万円ずつの100万円とされています。

次に、左側の「歳入」予算について説明いたします。右から三番目の太線で囲んだ「R8年度当初予算(案)」の欄をご覧ください。令和8年度の診療収入は、島の人口減少等により患者数が減少していることから、前年度当初予算に比べ365万円減の1,646万円を見込んでおります。

次に、「繰入金」でございますが、国保特別会計からの繰入金で、前年度より642万5千円増の1億2,240万円です。繰入金が増額した主な理由は先に説明いたしました、人件費等の増や、医療機器の更新による備品購入費の増、診療収入の減などが主な要因でございます。診療所特別会計予算にかかる説明は以上でございます。

<副会長>

報告第1号から第4号について、事務局より説明がありました。質問等がありましたらお願いします。

ご意見が無いようですので、次に移ります。報告第5号「国民健康保険税の賦課限度額及び軽減判定所得の改定について」事務局より説明をお願いします。

<事務局>

税務課の横井と申します。よろしくお願いたします。私からは報告第5号、国民健康保険税の賦課限度額及び軽減判定所得の改定について、資料にそって説明させていただきます。

お手元の資料5をご覧ください。まずは概要になります。少子化対策を社会全体で支え、将来世代の成育環境を確保するための新たな仕組みとして、国において「子ども・子育て支援金制度」が創設されます。この制度は、医療保険制度を活用し、被保険者全体で子育て施策を支える“分かち合い”の仕組みを導入するものであり、市町村国保においても「子ども・子育て支援金分」の納付金が新たに賦課されることとなります。

これに伴いまして、令和8年度より子ども・子育て支援金分の賦課限度額が新設され、政令においてその上限額が3万円と定められる予定となっております。本市におきましても、制度導入に合わせて子ども・子育て支援金分の新設に対応いたします。あわせて、医療費の増加等に対応するため医療分基礎分の賦課限度額の引き上げや、軽減措置の対象を適切に判断するための軽減判定所得の基準額の見直しも国により行われますことから、本市においても政令に併せて丸亀市国民健康保険税条例の一部改正を予定しているものです。

次に2番の内容をご覧ください。前年度からの変更点が大きく分けて3点ございます。

一つ目は先ほども申し上げましたが、①の「子ども・子育て支援金制度」の新設です。第

2回運営協議会では、県からの仮算定通知による標準保険料率をお伝えしておりましたが、当初の予定どおり令和8年度の子ども・子育て支援金の税率等は、香川県から通知される本算定分の標準保険料率といたしたいため、所得割 0.26%、均等割 1,107 円、18 歳以上均等割 60 円、平等割 716 円となります。

二つ目は②の賦課限度額です。国民健康保険税は、現行では基礎分と後期高齢者支援金分を合わせた医療分、と介護納付金分の合計となっており、今回引き上げる賦課限度額は医療分でそのうち基礎分が 66 万円から 67 万円に、後期高齢者支援金分及び介護納付金分は据え置きのままです。また、子ども・子育て支援金分の賦課限度額を 3 万円としておりますことから合計 4 万円増額の 113 万円になります。

三つ目は③をご覧ください。軽減判定所得でございます。国民健康保険税には世帯の所得が一定の基準額以下の場合、一世帯当たりいくら、被保険者一人当たりいくらといった、応益割において 7 割軽減、5 割軽減、2 割軽減という軽減制度があります。今回の改正は、そのうち、5 割軽減・2 割軽減について軽減の判定に用いる所得基準額の見直しを行うものです。

具体的には、軽減の判定に用いる基準額は、7 割軽減の場合、基礎控除額 43 万円と、10 万円に世帯の年金・給与所得者の数から 1 を引いた数を乗じた金額になります。5 割軽減、2 割軽減はそれに加えて、それぞれ一定の額に国保加入者である被保険者等の人数を乗じた金額の合計で算出されますが、今回、その一定の額を 5 割軽減は 30 万 5 千円から 5 千円引き上げて 31 万円とし、2 割軽減は 56 万円から 1 万円引き上げて 57 万円にするものです。

最後に 3 番の施行期日ですが、令和 8 年 4 月 1 日を予定しています。説明は以上です。

<副会長>

報告第 5 号について事務局より説明がありました。質問等がありましたらお願いします。

ご意見が無いようですので、次に移ります。報告第 6 号「今後の制度改正について」事務局より説明をお願いします。

<事務局>

それでは、資料 6 「今後の制度改正について」と、「資料 6 参考資料」をご用意ください。

1. 「高額療養費制度の見直し」ですが、高額療養費制度とは、下の※印に記載しておりますが、「医療費の家計負担が重くならないように、年齢や年収に応じて医療機関や薬局で支払う医療費が 1 か月で一定の上限額を超えた場合に、その超えた額が支給される制度」でございます。

最初に (1) 「概要」にありますように、高額療養費については高齢化や高額薬剤の普及などによりその総額が年々増加しており、結果として現役世代を中心とした保険料が増加してきているのが現状です。そこで国においては、セーフティネットとしての高額療養費の役割を維持しつつ、健康な方を含めた全ての世代の方の保険料負担の軽減を図る観点から、今回見直しを行うこととなりました。

次に (2) 「見直しの考え方」ですが、負担能力に応じたきめ細かい制度設計にすること

や、70歳以上固有の制度である外来特例の見直しにより、全ての世代の被保険者の保険料負担の軽減を図るとされています。

次に(3)「見直しの内容」です。カラー刷りの「資料6参考資料」、こちらは国が改正のポイントや内容をまとめたものですが、資料6とあわせてごらんください。参考資料の下半分の表を見ると、現行・令和8年8月から・令和9年9月からとあり、今回の改正が2段階にわけて実施されることがわかります。

主なポイントを申し上げますと、令和8年8月からの改正では、①各所得区分ごとの自己負担限度額の引き上げが予定されています。ただし、長期療養者への配慮として、多数回該当、これは過去12か月以内に同一世帯で限度額に達した月が4回以上あった場合の、4回目以降の限度額ですがこちらは据え置きとなります。

次に②外来特例(70歳以上)、こちらは70歳以上の方が外来で医療機関を受診した際、月額で負担する上限のことですが、限度額が引き上げられます。ただし、低所得者への配慮として、住民税非課税区分の方に新たに外来年間上限が設定されます。

次に③「年間上限額」の導入です。月単位の限度額に達しなくても、「年間上限」に達した場合はそれ以上の負担が不要となります。これは、多数回該当にならない長期療養者への配慮として設けられます。

また、令和9年8月からの改正点は、①住民税非課税区分を除く各所得区分の細分化と、自己負担限度額の設定です。参考資料の下半分の表で、右端の令和9年8月からの箇所をご覧ください。現行の区分が三つに分けられており、区分ごとにそれぞれ限度額が設定されています。所得区分を細かく設定することで、区分の変更による急激な負担増を抑える狙いがあります。

次に②年収200万円未満の方の、多数回該当の額が引き下げられます。住民税非課税区分を若干上回る年収層への配慮とされています。高額療養費改正の主なポイントは以上となります。

それでは、資料6の裏面をご覧ください。入院時の食事や光熱水費の見直しについてです。病院に入院した際、患者は診療にかかる費用とは別に、食事代を負担する必要があります。また、65歳以上の人が療養病床に入院したときは、生活療養費として食費と居住費を負担いたします。

まず(1)概要ですが、昨今の物価高騰や人件費の上昇などが、医療現場の財政悪化の要因の一つとなっています。食事や光熱水費は、入院の有無にかかわらず、日常生活においても発生する費用であり、自己負担の適切な反映が求められています。

(2)食事について、(3)光熱水費についてですが、どちらも国が基準額や患者負担額を定めており、今回見直しが行われるものです。食事代はこれまで令和6年6月・令和7年4月に引き上げがありましたが、物価高騰の影響は止まらず、今回40円の引き上げが予定されています。また光熱水費は、平成18年度の制度創設から初めての見直しとなり、60円

の引き上げが予定されています。なお食事代、光熱水費ともに低所得者に一定の配慮を行うとされており、改正の時期は、どちらも令和8年6月からの予定です。

以上で、報告第6号の説明を終わります。

<副会長>

報告第6号について事務局より説明がありました。質問等がありましたらお願いします。ご意見が無いようですので、次に移ります。

〔5〕その他

<副会長>

報告第6号「その他」でございますが、事務局から、何かありますか。

<事務局>

今年度の運営協議会は今日で最後になります。ありがとうございました。令和8年度の第1回運営協議会は、7月末頃を予定しております。またご案内させていただきますので、よろしく願いいたします。事務局からは以上です。

〔6〕閉会

<副会長>

ご意見も無いようですので、以上で本日の運営協議会を終了いたします。各委員の皆様には、議事の円滑な進行にご協力いただきましたことを厚くお礼申し上げます。

本日はありがとうございました。

会議録の正確を期するため、ここに署名します。

令和8年 2 月 18 日

丸亀市国民健康保険運営協議会

副会長 田宮 浩一

委員 坂東 洋子

委員 土屋 美紀
